

源 泉徴収とは、会社が従業員の所得税および復興特別所得税を給料から天引き徴収し、従業員の代わりに国に納税する仕組みです。毎月の給与や賞与から源泉徴収しますが、給与や賞与の金額から、厚生年金や健康保険などの社会保険料を引いた社会保険料控除後の給与等の金額と扶養家族の人数から所得税が決まります。

会社は徴収した源泉税を翌月10日までに国に納付しなければなりません。ただし、給与の支給人数が常時10人未満の場合は、事前に税務署に届出をすることにより、納付を年2回にまとめることも可能です。これを「納期の特例」といいます。

年末調整

会社は毎月所得税を徴収しますが、年末に1年分の所得税を再度計算し、過不足の精算を行いません。このプロセスを「年末調整」といいます。

年間の所得税の計算には生命保険料控除、損害保険料控除などさまざまな控除があり、これらの計算は年末に行います。年間の税額よりも月々の源泉徴収額のほうが多ければ従業員にその分を返し、不足の場合は徴収します。

その他の源泉徴収

従業員の給料以外にも、税理士などへの報酬、原稿料やカメラマンなどへの料金などを支払うときも源泉徴収しなければなりません。

また、非居住者に対し国内源泉所得の支払いをする者は、源泉徴収義務があります。国内源泉所得には、土地等の譲渡や不動産の賃貸料等も含まれます。非居住者への支払いの源泉徴収義務を忘れるケースはけっこう多いので、注意が必要です。

また、個人住民税についても、特別徴収ということで、通常は給与から徴収されます。

税 税 込 抜 み き 経 経 理 理 と

消 費税課税事業者の経理は、「税抜き経理」と「税込み経理」のどちらかを選択します。どちらを選んでも構いません。継続適用のルールなどはありませんが、比較のためには、一度決めた方法を続けたほうがよいでしょう。

たとえば、税率10%で1,650円の物を購入し、2,200円で販売した場合、税抜き経理では、売上が2,000円、仕入が1,500

円になります。利益は500円です。

売上時の消費税の200円は、「仮受消費税」という負債科目となります。仕入時の消費税150円は、「仮払消費税」という資産科目になります。

消費税を納税するときは、200円の仮受消費税から150円の仮払消費税を引いた差額の50円が納税額となります。

税込み経理では、売上2,200円、仕入1,650円ですが、消費税の50円は「販売費及び一般管理費」になりますので、最終利益は500円となり、税抜き経理と一致します。

それぞれのメリット

税抜き経理のメリットとしては、売上、経費等の都度の金額が小さくなることにより、税法上の金額制限時に有利な扱いになることがあります。

たとえば、中小企業に認められている少額減価償却資産では、30万円未満は消耗品費などとして一括して費用処理ができますが、その判断は、経理処理した金額によります。

28万円のパソコンは、税抜き処理であれば少額減価償却資産になりますが、税込み経理であれば30万8,000円となり、資産計上することになります。

一方、税込み経理は、わかりやすさと経理処理するときの簡便さがメリットといえるでしょう。

なお、消費税の免税事業者は、税込み処理の適用となります。



担当者なら 知っておきたい 「税金用語」

第2回

税理士・米国公認会計士
高橋 和徳

源 泉 徴 収

今月の用語 2 / と

今月の用語 1 /

たかはし かずのり 大学卒業後、上場企業にて財務、海外駐在、事業企画などの仕事を担当する。現在は横浜市内で税理士事務所を開業し、中小企業の経理業務のサポートを行なっている。